

## 令和2年6月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和2年6月29日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員  
教育長 中澤 毅  
委員 藤木 國裕  
委員 浮須 與志夫  
委員 加藤 直子  
委員 西濟 睦美
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者  
学校教育課長 佐久間 伸一  
生涯学習課長 佐藤 一孝  
管理指導主事 松原 利弘  
指導主事 池田 裕之
- 6 事務局職員出席者  
学校教育課係長 須貝 彰  
学校教育課主事 三宅 亨
- 7 議事日程  
日程第1 開会宣言  
  
日程第2 会議録署名委員の指名  
  
日程第3 前回会議録の承認  
  
日程第4 教育長の報告  
  
日程第5 議事  
議第33号 胎内市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱について

議第34号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に伴う学  
識経験者の選任について

議第35号 胎内市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針について

#### 日程第6 報告

報告第15号 胎内市学校施設の長寿命化計画について

報告第16号 就学援助児童・生徒の認定等について

報告第17号 共催・後援事業について

○令和2年度下越地区公民館職員研修会

- その他
- 1 令和2年度三市北蒲原郡教育委員会連合協議会「定期総  
会」書面決議の結果について
  - 2 令和2年度 新潟県市町村教育委員会連合会理事会、定  
期総会及び研修会の中止について

### 8 審議の経過及び結果

---

#### 日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただ今から、胎内市教育委員会6月定例会を開会します。

---

#### 日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員の指名については、加藤委員を指名します。

---

#### 日程第3 前回会議録の承認

○ 教育長

それでは、5月定例教育委員会会議録の承認について、お諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局

(令和2年5月25日定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

ただ今、事務局より5月定例教育委員会会議録について、説明がありました。何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので承認いたします。

---

日程第4 教育長の報告

○ 教育長

次に教育長の報告であります。前回に引き続き総会等の出張などは全て書面決議、中止または延期となりましたので、ここでは今回も特に報告はございません。

また、学校等の新型コロナウイルス感染防止に対する対策関連につきましては、定例会終了後に詳しく申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

---

日程第5 議 事

○ 教育長

次に議事に移ります。「議第33号 胎内市社会教育委員・公民館運営審議会委員の委嘱」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

<議事録非公開>

○ 教育長

議第33号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第34号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に伴う学識経験者の選任」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

<議事録非公開>

○ 教育長

議第34号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 35 号 胎内市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」について審議します。管理指導主事、説明をお願いします。

○ 管理指導主事

8 頁からになります。議第 35 号 についてご説明します。策定理由についてはご覧いただきたいと思います。9 頁から胎内市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針になります。趣旨については書面のとおりであります。超過勤務が問題視される中で国のガイドラインが出されました。それをうけて、学校設置者もこの方針を策定するよというここと、策定したのが本方針であります。概要のみ説明させていただきます。10 頁、方針の対象者は教育職員ということになります。校長、教頭、教諭が対象で、事務職員、学校栄養職員等については対象外となっております。

次に、勤務時間の上限の目安につきましては、(2) から説明させていただきます。上限の目安時間は①1 か月の超過勤務時間が月 45 時間を超えないようにすること②年間で超過勤務時間が 360 時間を超えないようにすることと示しております。特別な扱いということ、特別な事情が学校に発生した場合は、そこに示す年間で 720 時間を超えない、または 1 か月で 45 時間を超える月は 6 か月以内にするこことしてあります。11 頁にその続きがありますが、特別な事情というものには学校事故、または児童生徒に関わることということ、これから指標を示させていただきます。そのような場合でも月 100 時間未満であること、複数回超過が重なった場合でも平均が 80 時間を超えないようにすることとしてあります。

次に、実効性の担保については、教育委員会と学校で連携して、以下①から⑥を行って、方針で示す上限の目安時間内で収めるというものであります。

以降の留意事項(1)から(4)までありますが、こちらの説明は割愛させていただきます。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○ 藤木委員

9 頁ですが、下から 2 番目の段落の「結果を参考に」ではなく「結果を基に」ではないでしょうか。

そして最後のところですが、「勤務時間の把握を行い」でもよいのですが、実態把握ではないのかなと思いました。

10 頁目、勤務時間の上限の目安時間については文科省に定められているのだ

と思いますが、言葉として(1)の「自己申告より除くものとする」とありますが、他に「自己申告」と出てこないのです、おそらく文科省の文言とは違うのかなと思いました。文科省の文言をもう一度見直していただきたいと思います。

それから11頁目、実効性の担保についてですが、(1)ガイドラインの趣旨に則り、下記の事項に関し推進を図る「こと」とついでありますが、「こと」はつけなくてもいいのではないのでしょうか。以下、いくつか「こと」がついていますが、こちらも同じです。また、①から③に「について」とありますが、こちらもない方が分かりやすいのではないのかと思いました。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。

○ 浮須委員

以前に学校ごとの超過勤務一覧を見せていただきました。その中では中条中学校の超過勤務が多かったと記憶しております。7時ころには帰っても超過勤務が2時間位になり、その程度が普通と思います。ばらつきがあるとそれも問題だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 管理指導主事

4月から見てみますと、休校期間がありましたので当然4月5月は超過勤務が45時間以上というのはほぼございません。しかしながら6月分については、かなりございます。浮須委員ご指摘のとおり、私が見る限りばらつきもあると思います。超過勤務が45時間以上の教育職員が少ない学校もあれば、多い学校もあります。

○ 教育長

各学校の超過勤務時間のばらつきについてお話がありましたが、実際にばらつきは確かにありますし、この問題はそのまましておかないで、校長先生には要因があるのかどうなのか、例えば一人に仕事が集中してかなり負担がかかっている可能性もあるのではないかと、そういったことをきちんと確認しながら進めているところです。やはり中学校は部活動がネックになっているということがありますが、改善は以前よりはされていると聞いておりますので、なおその辺のところ対応していただきたいと思います。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。

○ 西済委員

私は教職員経験者でもなく、素人目線で分かりにくいところがあったのですが、燕市の方針がすごく分かりやすかったのです。胎内市の方針はここから発展して、最終形になると思っていたのですが、これがこのまま方針ということになるのでしょうか？

○ 管理指導主事

そうです。この内容で学校に出そうと思っています。

○ 西済委員

燕市で策定されたのを参考にさせていただければと思います。令和2年度に燕市が出されたものがすごく分かりやすく、このような勤務状態なので、このように改善していきたい等いろいろなことが丁寧に書かれていました。

○ 藤木委員

これはだれに向けて方針をだすのでしょうか。文部科学省は先生、職員を対象としており、保護者等に向けて分かりやすく作るということは書かれてなかったもので、燕市のようなことになっているのかなと思います。ただ文科省はガイドラインを作ってそれを参考に各市町村も作れと言っているので、教育委員会としては実行ならしめることが先決であって、分かりやすく書いたって、分かりにくく書いたって実行ならしめることに力点を置きたいということでないかなと思います。もちろん皆さんが理解して協力しようというのが必要になりますが。

○ 教育長

燕市の方針も見せてもらって参考にできるところは参考にして、あとは各学校の校長先生を通じて職員にはもう少しかみ砕いて、分かりやすく、要するに藤木委員のおっしゃるとおり実際に実行してもらうことが大事なところですので、校長先生には動きやすいように職員に説明するよう連絡してください。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。

無いようですので、議第35号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

---

## 日程第6 報告

### ○ 教育長

次に、報告に移ります。「報告第15号 胎内市学校施設の長寿命化計画」について、学校教育課長をお願いします。

### ○ 学校教育課長

それでは議案書の13頁をご覧くださいと思います。この計画は文部科学省の方針に基づきまして、従来型の整備手法から「長寿命化」への転換を図り、学校に求められる機能・性能を確保しながら、計画的に整備することで、これまで以上に施設を長く使用できることにより、財政負担の平準化と軽減を目的に、胎内市学校施設の長寿命化計画を策定いたしましたので報告いたします。

別冊でカラー刷りの冊子がありますのでご覧くださいと思います。1頁をご覧ください。(1)背景でございますが、その中の下から5行目にあります文部科学省は全国の教育委員会に対し、令和2年度までに本計画を策定するように求めているものであります。また、補助金をいただくためには、一つの条件として本計画が策定されているというものがあります。

下のほうの(2)目的をご覧くださいと思いますが、議案書でご説明したとおり、これまでの整備手法を改めまして、先ほど申し上げた「長寿命化」に転換を図り、施設を長く使い続けることで経費の削減、「財政負担の軽減と平準化」を図るとというのが目的でございます。

次に、2頁をご覧ください。計画期間については令和2年度から令和11年度までの10年間とし、対象施設は小学校5校、中学校4校、給食センターということになります。

3頁から学校施設の目指すべき姿、そして4頁には学校施設の実態について掲載しております。

5頁をご覧くださいと思いますが、本市の人口及び年代別人口の見通しが示してあります。ご覧のとおり、2040年、20年後には人口としては21,000人を見込み、0歳から14歳の年少人口については9%となっています。

6頁をご覧くださいと思いますが、児童・生徒数と学級数についてです。これまでの推移と学級数の推移となっています。

7頁には学校施設の配置状況について掲載しております。

8頁には施設関連経費の推移について掲載しております。上段には平成26年

度から平成30年度までの各年度の施設整備費等について掲載しております。平成26年から平成27年にかけて数字が大きくなっていますが、これは平成27年のから運営を開始した給食センターを建設した費用でございます。

14頁、15頁をご覧いただきたいと思いますが、現行施設について劣化状況を調査したものを示しております。屋上、屋根、外壁、内部仕上について劣化状況に応じた評価がAからDに行くに従って劣化状況が著しいというものであります。14頁が小学校になりますが、劣化状況を見ていただきますと、中条小学校が築年数も経過しておりますので、このような劣化状況を示しております。中学校についてもD評価は中条中学校で老朽化が著しいというものであります。

続きまして16頁、17頁をご覧いただきたいと思いますが、今後の維持・更新コストの平準化を図れるかシミュレーションしたものでございます。左側が従来型、下に試算を書いておりますが、従来型については築20年で大規模改造をして、築50年で改築、いわゆる建て替えを行うというものでございました。それでいきますとご覧のとおり、例えば2030年度は改築が重なり、コストが大きくなっています。右側は長寿命型で試算したものでございますが、一番先頭からご覧いただきたいと思いますが、長寿命化については築20年・築60年で大規模改造を行い、築40年で長寿命化改修を行い、築80年で建て替えを行うというものであります。そういったことで先ほどの大きい山が分散され、単年度あたりの負担額も軽減されるため、長寿命化を推進しているものでございます。

18頁、19頁については基本的な方針等について示しております。20頁では20年、40年、60年、80年での従来型、長寿命化型のイメージでございます。21頁以降については記載のとおりでございます。以上、策定いたしました学校施設の長寿命化計画について説明させていただきました。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○ 加藤委員

胎内市の小中学校はすべて鉄筋コンクリート製なのでしょうか。11頁のRC造を調べてみましたが、今よりもさらに80年持たせるということですね。

○ 学校教育課長

今までは老朽化したら改修をして、年数がきたら建て替えるということでしたが、長寿命化におきましては、従来型の整備方法と異なり、まだ劣化していない段階で整備を図り、予防的保全を行うことで、長く使うという手法でありま



す。

○ 加藤委員

想像がつかないのですが、推移としては2040年には子どもが9%で何人か分かりませんが、改築や修復をする中で、分断して取り壊すことも可能ですよね。

○ 学校教育課長

19頁をご覧ください。学校施設の規模、配置計画ということでありまして。ここでは旧町村単位で地区ごとに問題なく配置されているのはございますが、中条中学校区を除いて他の3地区については少子化に伴い、少人数化、小規模化になるという状況にありますので、それらを勘案した中で、市として人口減少に対応した教育施設の在り方としてどうかということについては別途いたしまして、長寿命化計画と併せながら、おっしゃるとおり老朽化施設をずっと使うわけではなくて統合なども考えられますので、それらについて十分に検討を進めていくものがあります。

○ 加藤委員

18頁の協働の推進の中で PPP/PFI などについてありますが、実際にすでどこかでやっているところはあるのでしょうか。

○ 学校教育課長

上段の表については総合管理計画の基本方針というものを抜粋しており、市全体を統合したものなのですが、そこで協働の推進は民間資金を使った公共施設の整備を進めていきますが、現在では市内の公共施設でそういったものはまだございませんし、下の方の学校施設の長寿命化についても予定はありません。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。

○ 藤木委員

従来型と長寿命化型のデコボコを叩く形で言っていますが、国全体の経費から見れば変わらないと思います。市の予算の出入りは平準化するかもしれませんが、学校も壊れるものは壊れていくものですし、トータルとしてはそれほど変わらないのではないのでしょうか。ただ、補助金を使うにはこの計画を策定しなければならないということですね。

○ 学校教育課長

一例を上げさせていただきますと、国の方は出すお金は変わらないのですが、胎内市として改築や大規模改修を実施するときに補助金をもらいつつも自主財源もデコボコがあると、単年度で何億というのは今の財政事情では厳しいですので、それをいかにならすかというのは大きな課題でもありますので、この長寿命化計画というひとつの指針を示すことによって補助金を使うというものです。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。

○ 浮須委員

ここに載っておりませんが、学校プールについて、中学校のプールはどここの学校も使っておりません。今後、更地にするとか、どのように有効活用するのかという話し合いをする予定はありますか。

○ 学校教育課長

現在使っていない中学校のプールについては使用することは考えていないので、いずれは撤去、解体ということになるかと思います。小学校については使用期間が短い中で、経費も掛かりますし、老朽化に伴った維持管理費もかさんでまいりますので、自前のプールはやめて公共のプールを活用するとか、そういった研究を胎内市でも進めていきたいと思っております。

○ 浮須委員

壊すのに補助金はないですね。新発田市の加治川は5、6年前にプールを市の予算で壊して更地にしたんですね。

○ 学校教育課長

不要になったプールを壊すだけとなると、補助金制度もない状況です。

○ 教育長

そのほか、質問等がありますでしょうか。無いようですので、次に、「報告第16号 就学援助児童・生徒の認定等」について、学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

<議事録非公開>

○ 教育長

次に、「報告第17号 共催・後援事業」について、生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

議案書の16頁、17頁をご覧ください。一件申請のありました事業について承認いたしましたのでご報告いたします。下越地区公民館連絡協議会長から令和2年度下越地区公民館職員研修会の共催申請がありまして、11月26日(木)になりますが、少年自然の家で開催されます。事業の趣旨といたしましては、公民館職員の交流と親睦を深めながら、公民館のあり方や課題について考えるとともに、公民館活動の幅を広げていくための知識や技能を深め、資質の向上を図るものです。公民館職員の30名程度が参加する予定でございます。この申請につきまして、承認いたしましたのでご報告いたします。

○ 教育長

何か質問等がありますでしょうか。無いようですので、次に、「その他」について、事務局お願いします。

○ 事務局

その他の報告です。18頁をご覧ください。2件ございます。はじめに、19頁をご覧ください。前回の定例会のときに教育委員の皆様にも三市北蒲原郡教育委員会連合協議会「定期総会」書面決議の審議結果について提出していただきました。その結果を取りまとめ、事務局の新発田市教育総務課に提出させていただきました。その各市町村の取りまとめ結果でございます。内容といたしましては、すべての議案について全会員の賛成を持って可決されましたというものでございます。

次に20頁をご覧ください。例年7月に開催している教育委員会連合理事会、定期総会及び研修会についてですが、議事を書面決議にすることによりまして、中止となりました。

---

7月定例会の日程について

○ 教育長

何か、ご質問等ありますでしょうか。無いようですので、次回の7月定例会の日

程についてお諮りします。何時がよろしいでしょうか。

---

○ 教育長

それでは、7月定例会は7月30日（木）午後3時30分からこの会場で開催します。

以上で、6月定例教育委員会を閉会といたします。

午後2時15分 閉会

令和2年7月30日

教 育 長

中澤 毅

会議録署名委員

加藤 直子